

# 一般公道における交通誘導警備業務の配置基準が決定

(平成20年2月1日施行)

下図の20路線で交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければなりません。  
(認定路線や施行日は、都道府県によって異なります)

